

天理市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第19号

天理市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

天理市国民健康保険条例施行規則（昭和34年8月天理市規則第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和5年5月7日までに感染した条例附則第5条第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の療養のためにその労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日以後の労務に就くことを予定していた日のうち最初の日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。